

○男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等

通報窓口設置要綱

平成30年9月26日

要綱 第6号

改正 令和4年5月30日 消本訓令第13号

(設置)

第1条 男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等通報窓口（以下「窓口」という。）を消防本部総務課に置く。

(所掌事務)

第2条 窓口は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）の通報の受理
- (2) 男鹿地区消防一部事務組合外に設置されたハラスメント等相談窓口との連絡調整
- (3) その他ハラスメント等の通報に関する事務

(所長)

第3条 窓口在所長を置く。

- 2 所長は、消防次長をもって充てる。
- 3 所長は窓口の業務を総理する。

(通報受付者)

第4条 窓口に通報受付者を置く。

- 2 通報受付者は、消防本部総務課その他職員の中から所長が任命する。
- 3 通報受付者は、男性及び女性それぞれ1名以上をもって充てることに努めなければならない。

(窓口の業務に関する協力)

第5条 窓口は、必要に応じて職員に対し、その業務について協力を求めることができる。

(通報の受付)

第6条 所長及び通報受付者（以下「通報受付者等」という。）は、職員及びその家族（第8条第2項において「職員等」という。）から通報を受け付け

るものとする。

- 2 通報は、面談、電話、ファックス、電子メール等により、別記様式で受け付けるものとする。
- 3 通報においては、原則として通報者の氏名、役職等を聴き取るものとするが、匿名での通報も可能な限り受け付けるものとする。
- 4 所長は、特に必要である場合に識見を有する第三者に通報に関する助言を求めることができる。
- 5 当事者として、総務課の職員が関わっている場合は消防署長が受け付けるものとする。

(通報受付者等の遵守事項)

第7条 通報受付者等は、窓口の業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏えいしないこと。通報受付者等の職を退いた後も、また、同様とすること。
- (2) 通報者の名誉、プライバシーその他人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (3) 通報内容を丁寧に聴き取った上で、通報者の意向をできる限り尊重すること。

(所長の義務)

第8条 所長は、通報内容を踏まえ、事案について更に調査する必要があると認める場合には、男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等調査委員会の設置を求めなければならない。

- 2 所長は、職員に対し、窓口の存在を周知徹底するとともに、その利用を啓発することにより職員等が容易に通報できるように十分配慮するものとする。
- 3 所長は、職員に対し、通報後の取扱いをあらかじめ明示しておくものとする。

(庶務)

第9条 窓口に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、窓口の運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式（第6条関係）

ハラスメント等届出書

日時等	提出日時	令和 年 月 日 () 時 分
	届出者	(所属・職名) (氏名)
	方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 届出書
届出内容	事案の区分	<input type="checkbox"/> パワハラ <input type="checkbox"/> セクハラ <input type="checkbox"/> その他 ()
	いつ、どこで、何が行われていた(る)のか。(問題とされる言動や経緯を詳細に聞き取り記入)	
	誰が関与していた(る)のか。(行為者、目撃者、証人等)	
	その行為に対して、通報者はどのように感じた(ている)か。	
	その行為に対して、通報者は自ら何らかの対応を行ったか。(行為への対応、上司や第三者への報告など)	

